建
 設
 委
 員
 会
 資
 料

 平
 成
 3
 0
 年
 2
 月
 2
 6
 日

 都
 市
 環
 境
 部
 住
 宅
 課

## 第30号議案関係資料

## 「品川区営住宅条例の一部を改正する条例」について

## 1 改正理由

公営住宅法等が改正され、認知症等により収入申告をすること等が困難な事情にあると事業者が認める者の収入申告義務を免除し、官公署の書類の閲覧等により把握した収入に応じて家賃を決定できる規定が定められたことに伴い、品川区営住宅条例の規定を整備する。

## 2 改正内容

- (1) 区営住宅の入居者が、認知症等により収入に関する報告をすること等が困難な 事情にあると認める場合、区は報告の義務を免除する。(第23条関係)
- (2) 前項の規定により報告の義務を免除した場合の使用料は、区が官公署の書類の 閲覧等により把握した収入状況に基づき算定した額とすることができる。 (第11条第4項および第26条第3項関係)
- (3) その他公営住宅法等の改正に伴い、引用条項等を改める。
- 3 新旧対照表 別紙のとおり
- 4 施行期日 公布の日

新 旧

(使用料の決定)

|第11条 一般区営住宅の使用料は、毎年度、第24条の規定により認定された収||第11条 一般区営住宅の使用料は、毎年度、第24条の規定により認定された収 入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものを いう。以下同じ。)以下で令第2条および令第16条第1項に定める算定方法 により算定した額とする。ただし、第23条の規定による使用者からの収入に 関する報告がない場合において、法第34条の規定による報告の請求を行った にもかかわらず使用者がその請求に応じないときは、当該一般区営住宅の使 用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。

(第2項省略)

- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条および令<mark>第16条第1</mark>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条および令<mark>第15条第1</mark> 項に定める算定方法により算定した額とする。
- 4 区長は、使用者(公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省 令」という。) 第8条に掲げる者に限る。第26条第3項において同じ。) が 第23条の規定による収入に関する報告をすることおよび法第34条の規定によ る報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規 定にかかわらず、当該使用者の一般区営住宅の使用料を、毎年度、省令第9 条に定める方法により把握し、第24条の規定により認定した当該使用者およ びその同居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条および 今第16条第1項に定める算定方法により算定した額とすることができる。
- 第13条の2 区長は、第9条の2の規定により一般区営住宅の使用を許可した 第13条の2 区長は、第9条の2の規定により一般区営住宅の使用を許可した 者に対して、その者が従前賃借していた延焼等危険賃貸住宅(密集市街地に おける防災街区の整備の促進に関する法律第15条第1項で定めるものをい う。) の家賃を当該一般区営住宅の使用料が超えることとなり、その者の家 賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項もしくは 第4項、第26条第1項もしくは第3項または第29条第1項の規定にかかわら ず、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成9 年政令第324号)第5条で定めるところにより、当該一般区営住宅の使用料を 減額するものとする。

(建替事業等に係る使用料の特例)

(使用料の決定)

入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものを いう。以下同じ。)以下で令第2条および令第15条第1項に定める算定方法 により算定した額とする。ただし、第23条の規定による使用者からの収入に 関する報告がない場合において、法第34条の規定による請求を行ったにもか かわらず使用者がその請求に応じないときは、当該一般区営住宅の使用料は、 近傍同種の住宅の家賃とする。

(第2項省略)

項に定める算定方法により算定した額とする。

者に対して、その者が従前賃借していた延焼等危険賃貸住宅(密集市街地に おける防災街区の整備の促進に関する法律第15条第1項で定めるものをい う。) の家賃を当該一般区営住宅の使用料が超えることとなり、その者の家 賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項、第26条 第1項または第29条第1項の規定にかかわらず、密集市街地における防災街 区の整備の促進に関する法律施行令(平成9年政令第324号)第5条で定める ところにより、当該一般区営住宅の使用料を減額するものとする。

(建替事業等に係る使用料の特例)

|第13条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに使||第13条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに使

用を許可された区営住宅の使用料が従前の区営住宅の最終の使用料を超える こととなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認める ときは、第11条第1項もしくは第4項、第26条第1項もしくは第3項または 第29条第1項の規定にかかわらず、令第12条および令第16条第2項に定める ところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。

(第1号および第2号省略)

(同居の許可)

|第17条 使用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとすると||第17条 使用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとすると きは、省令第11条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、 区長の許可を受けなければならない。

(第2項省略)

(使用の承継)

|第18条 使用者が死亡し、または退去した場合において、その死亡時または退||第18条 使用者が死亡し、または退去した場合において、その死亡時または退 去時に当該使用者と同居していた者が引き続き居住することを希望するとき は、省令第12条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、 区長の許可を受けなければならない。

(第2項省略)

(収入に関する報告)

|第23条 一般区営住宅の使用者は、規則で定めるところにより、毎年度、収入||第23条 一般区営住宅の使用者は、規則で定めるところにより、毎年度、収入 に関する報告を行わなければならない。ただし、区長が当該使用者(省令第 8条に掲げる者に限る。) が当該報告をすることが困難な事情にあると認め るときは、この限りでない。

(収入額の認定等)

|第24条 区長は、前条の報告、第11条第4項または第26条第3項の規定により|第24条 区長は、前条の報告その他の資料に基づき、使用者および同居者の収 把握した収入その他の資料に基づき、使用者および同居者の収入の額を認定 し、使用者にその認定した額、収入超過基準(次条に規定する金額をいう。 第4項において同じ。)の超過の有無その他必要な事項を通知する。

(第2項から第4項まで省略)

(収入超過者の使用料)

引き続き使用しているときは、第11条第1項および第4項の規定にかかわら 

用を許可された区営住宅の使用料が従前の区営住宅の最終の使用料を超える こととなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認める ときは、第11条第1項、第26条第1項または第29条第1項の規定にかかわら ず、令第11条および令第15条第2項に定めるところにより、当該使用者の使 用料を減額するものとする。

(第1号および第2号省略)

(同居の許可)

きは、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。) 第10条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許 可を受けなければならない。

(第2項省略)

(使用の承継)

去時に当該使用者と同居していた者が引き続き居住することを希望するとき は、省令第11条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、 区長の許可を受けなければならない。

(第2項省略)

(収入に関する報告)

に関する報告を行わなければならない。

(収入額の認定等)

入の額を認定し、使用者にその認定した額、収入超過基準(次条に規定する 金額をいう。第4項において同じ。)の超過の有無その他必要な事項を通知 する。

(第2項から第4項まで省略)

(収入超過者の使用料)

|第26条 前条の規定に該当する一般区営住宅の使用者は、当該一般区営住宅を||第26条 前条の規定に該当する一般区営住宅の使用者は、当該一般区営住宅を 引き続き使用しているときは、第11条第1項の規定にかかわらず、次項に定 新

 $\Pi$ 

V)

- 2 前項の使用料は、毎年度、第24条の規定により認定された収入に基づき、2 前項の使用料は、毎年度、第24条の規定により認定された収入に基づき、 近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項(同条第3項において読み替 えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。) および令第16条第1 項に定める算定方法により算定する。
- 3 区長は、使用者が第1項の規定に該当する場合において第23条の規定によ る収入に関する報告をすることおよび法第34条の規定による報告の請求に応 じることが困難な事情にあると認めるときは、第11条第4項および前2項の 規定にかかわらず、当該使用者の一般区営住宅の使用料を、毎年度、省令第 9条に定める方法により把握し、第24条の規定により認定した当該使用者お よびその同居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2 項および令第16条第1項に定める算定方法により算定した額とすることがで きる。
- 4 第13条第1項から第5項までの規定は、第1項<mark>および前項</mark>の使用料につい 3 第13条第1項から第5項までの規定は、第1項の使用料について準用する。 て準用する。

(高額所得者の使用料等)

|第29条||一般区営住宅の使用者が高額所得者である場合は、第11条第1項およ||第29条||一般区営住宅の使用者が高額所得者である場合は、第11条第1項およ び第4項ならびに第26条第1項および第3項の規定にかかわらず、当該一般 区営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。

(第2項および第3項省略)

(進用)

|第46条 区営改良住宅の使用については、第14条から第22条まで、第31条、第|第46条 区営改良住宅の使用については、第14条から第22条まで、第31条、第 32条(第2項を除く。)および第33条(第3項を除く。)の規定を準用する。 この場合において、第15条中「使用料」とあるのは「使用料(付加使用料を 含む。)」と、第17条第1項中「第11条に規定するところによるほか」とあ るのは「第11条の規定の例によるほか」と、第18条第1項中「第12条に規定 するところによるほか」とあるのは「第12条の規定の例によるほか」と、第 22条中「使用料」とあるのは「使用料(付加使用料を含む。)」と、第31条 中「第25条の規定に該当する使用者および高額所得者」とあるのは「第44条 の規定に該当する使用者」と、第32条第1項中「他の一般区営住宅」とある のは「区営改良住宅」と、「第25条および第27条」とあるのは「第42条およ び第44条」と、第33条第1項第2号中「使用料」とあるのは「使用料(付加) 使用料を含む。) 」と読み替えるものとする。

近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項および令第15条第1項に定め る算定方法により算定する。

(高額所得者の使用料等)

び第26条第1項の規定にかかわらず、当該一般区営住宅の使用料は、近傍同 種の住宅の家賃とする。

(第2項および第3項省略)

(進用)

32条(第2項を除く。)および第33条(第3項を除く。)の規定を準用する。 この場合において、第15条中「使用料」とあるのは「使用料(付加使用料を | 含む。) | と、第17条第1項中「第10条に規定するところによるほか」とあ るのは「第10条の規定の例によるほか」と、第18条第1項中「第11条に規定 するところによるほか」とあるのは「第11条の規定の例によるほか」と、第 22条中「使用料」とあるのは「使用料(付加使用料を含む。)」と、第31条 中「第25条の規定に該当する使用者および高額所得者」とあるのは「第44条 の規定に該当する使用者」と、第32条第1項中「他の一般区営住宅」とある のは「区営改良住宅」と、「第25条および第27条」とあるのは「第42条およ び第44条」と、第33条第1項第2号中「使用料」とあるのは「使用料(付加 使用料を含む。) 」と読み替えるものとする。

新	旧
<u>付 則</u>	
この条例は、公布の日から施行する	